

第 55 期令和 6 年度第 6 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和 6 年 8 月 22 日（木）10：00～
高松サンポート合同庁舎北館 7 階
702 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) その他

3 閉 会

第 55 期令和 6 年度第 6 回
香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

資料No. 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）

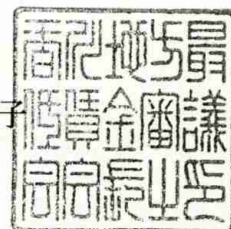
資料No. 2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）



令和6年8月6日

香川労働局長
栗尾 保和 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田潤子



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け香労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額878円）は、令和4年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、消費者物価や労務費コスト等が上昇する中、労務費を含む価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化に向けた適切な価格転嫁への取組みについてもその強化を強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 970 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 878円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,560円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$878\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807\text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 123,145\text{円}$$



2024年8月13日

香川労働局長 栗尾 保和 様
 香川地方最低賃金審議会
 会長 柴田 潤子 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
 議長 十河 浩二



香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書

【一般の方が知ることができる最低賃金改定の事実経過】

香川地方最低賃金の改定に関する審議は、7月2日の第1回審議会において香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に諮問が行われて審議が始まり、8月6日の第5回審議会において、「全会一致で決定することができた」との説明だけで、改定額を970円（+52円）とする「答申」だけが報告されました。しかし、専門部会や審議会でのどのような審議が行われ、970円とする答申額に全会一致で決めることができたのか。などの説明は一切行われませんでした。

第5回審議会の後の8月6日に「令和6年8月21日までに香川労働局長あて異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい」とする「香川地方最低賃金審議会の意見に関する公示」が行われ、意義が提出された場合は、8月22日午前10時から第6回審議会を開催することが8月8日に公示されました。

【経緯に関する問題点】

- 問題① 最低賃金を審議する専門部会・審議会において、どのような議論がおこなわれ、改定額を970円とする「答申」になったのか。について、これまでの公開の審議会では一切公表されないまま、「答申」に対する「異議」を申し出の公示が行われました。970円で決定した理由は明らかにせず、「全会一致で決定すること」さえできれば、改定額の妥当性を明らかにする必要はないのでしょうか。
- 問題② 今後、審議会や専門部会の議事録や議事要旨が、昨年と同じように公開されると思われませんが、昨年までは、異議申出の提出期限より前にホームページに公開されたことはありません。公開を原則とする公開状況であれば、同じ状況であれば、重要な項目について第5回審議会では報告もされていません。その上で、8月21日までに意義を申し出ることを公示される言う結果になったのか、理由も経緯も明確ではありません。

今年の最低賃金改定の答申額が、時間額単独方式になった2002年度以降で最高の引き上げ額（+52円）を示したことは、一定の評価をするものの、エネルギー・食品を中心とした生活必需品の急激な物価高騰に対応した金額とは到底言えません。

また、今年の香川地方の最低賃金改定答申額は、最高額地域との格差を2円しか縮め

ないものであり、同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは、到底、思えません。

よって、最低賃金審議会に対して下記3点の異議を申し出ます。また、香川労度局に対して審議会・専門部会の運営についても下記2点の意義を申し出ます。

については、今年度の香川県最低賃金の改定答申については、下記に示す意義申し出て、2024年8月6日に出された令和6年度の香川県最低賃金額の答申案に対し、最低賃金法第10条、同法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき、異議を申し出ます。再審議していただけるよう強く要望するものです。

記

【最低賃金審議会へ申し出る異議内容】

1. なぜ、香川地方最低賃金の改定額を970円で決定されたのか。

私たち香川県労連は、今年の意見書において、昨年までの香川地方最低賃金が急激な物価高騰に追い付いていないことを表-3で示し(香川県消費者物価指数から試算し100円不足)、+100円の引き上げを求めました。それに対して審議会から出された答申額は970円(+52円)と言う消費者物価の高騰にも追い付かない額でした。

全会一致で決定した改定答申額が970円(+52円)となった理由は、まだ一斉示されていません。私たちが求めた+100円引上げにはならず、+52円となった理由を示すことが、原則、公開とされている審議会の責務ではないでしょうか。

全会一致で決定したことなのですから、運営規程にある「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」などに該当せず、原則公開の主旨に沿って、異議申し出を求める前に公表するのが本来と思います。

来年度の意見書に反映させるため、今年の最賃額を970円とした理由を、是非ともお聞かせ願いたい。理由が答えられないのであれば、再度、改定額の審議をやり直していただき、明確な理由を示していただきたい。

2. 地域間格差を縮める考慮はされたのか。

今年の答申額が示された地方は、8月9日時点で出された最賃改定額970円では、8月9日現在(答申済Aランク6/6、Bランク23/27、Cランク4/13)の最高額「東京」にくらべ193円の格差となり昨年より2円縮まったものの、まだ大きな格差が存在します。ましたが、同じコンビニで月平均労働時間173.8時間働いても、香川は東京より約33540円も低い労働対価しか得られません。これが東京と香川の地域間格差の実態です。

7月19日の意見陳述でも述べたとおり、賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出は続いており、その大半は、働き盛りの若年層・子育て世代・外国人労働者が占めています。このままでは少子高齢化・過疎化が進行し、地方の活力は著しく疲弊します。大都市圏への人口流出要因は、最低賃金の地域間格差だけでは有りませんが、大きな要因であることは否定できません。

今までのような地域ランク別に改定の目安額を示す方式では、地域間格差を大きく縮めることは期待できません。だからこそ、今年も中央最低賃金審議会からのビデオメッセージで「地方最賃審議会においては、実態を考慮しつつ、地域間格差を縮小する観点で議論願いたい」との考えが示されたのではありませんか。格差を縮める観点での審議が行われたのかも、是非聞かせていただきたい。

既に答申額を示された 33 地方のうち、B ランクで 5 円も縮める地方、C ランクでは 6 円も縮める地方も出ています。

香川地方最低賃金改定額を 970 円とする答申では、最高額との格差を縮める観点での審議が行われたのか。についても、是非とも聞かせていただきたい。

3. 政府や厚生労働省に対する要望の再検討を

2024 年 8 月 6 日に出された「香川県最低賃金の改定決定について(答申)」のなかには、「当専門部会として、消費者物価や労務費コスト等が上昇する中、労務費を含む価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる『成長と分配の好循環』と『賃金と物価の好循環』を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化に向けた適切な価格転嫁への取組みについてもその強化を強く要望する」との付帯要望が示されました。

昨年の答申文の付帯要望「当審議会として、原材料価格やエネルギー価格等が上昇し、労務費コストも上昇する中、価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる『成長と分配の好循環』と『賃金と物価の好循環』を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながる実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化に向けた適切な価格転嫁への取組みについてもその強化を強く要望する」と比べて見ると、要望する主体が審議会ではなく専門部会になったのは、審議会で全会一致にならなかったのでしょうか。

そうであるならば、要望先に対してトーンダウンにしかならないと思われそうです。また、昨年の意義申し出でも述べたとおり、香川地方の最低賃金と経済の活性化に結びつく、具体的な改善意見や要望も入っておらず、「残念な付帯要望」と言わざるを得ません。

付帯要望についても、香川他方の最低賃金と経済の活性化が結びつく、具体的な改善意見や要望を再検討していただき、政府や厚生労働省に対する審議会委員の総意として付帯要望を再度答申していただきたい。

【香川労働局の審議会・専門部会の運営に対する異議内容】

1. 専門部会については、審議内容も含め傍聴可能にすること。

専門部会運営規則では、「会議は、原則として公開とする」としており、ただし書き部分についても、傍聴者の発言は認められておらず、最低賃金法で認められた意見や意義の申し出以外には、意思決定に影響を与えることはできません。ましてや、個人情報保護に支障を及ぼしたり、権利利益が不当に侵害されたり、会議の秩序が維持できない

場合は、傍聴人に退出を命ずることもできます。

このように、専門部会を公開しない理由は成り立たないと思われ、労働局から運営方法の案を提示する場合は、原則公開として提示すること。

また、専門部会の部会長は、専門部会の議事及び運営に関し、全面公開の原則に従い必要な事項のみ定められたい。

2. 審議会・専門部会の議事録は意義申し出期限までに公開すること。

香川地方最低賃金審議会・専門部会の議事録・議事要旨を、原則どおりに一般公開し、香川労働局のホームページにも意義申し出の提出期限の前に掲載して貰いたい。

理由は、①実質的な審議内容を聞くことができず、②議事録も要旨しか公開されず、③ホームページへの議事録・議事要旨の掲載も意義申し出期限を何カ月も過ぎてからとなっており、一般国民にたいして非公開にしている状況であり、密室会議と言われても仕方のない状況にあるからです。

専門部会の審議が全面公開になっておらず、最低賃金改定額に関する決定理由なども審議会ですべて話されない状況にあって、意義申し出の提出期限を設けるのであれば、提出期限より前に、審議会・専門部会の議事録・議事要旨を一般公開すること。

以上。